

## 教第45号議案

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について  
神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和元年9月17日提出

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則  
神戸市立幼稚園園則（昭和23年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5章を削る。

第6章を第5章とし、第19条を第18条とする。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(参 考)

神戸市立幼稚園園則 ぬきがき

( \_\_\_\_ は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第5章 保育料

第18条 保育料の額，納付期限その他の取扱いに

関する事項は，神戸市立学校の授業料等に関する条例（昭和25年12月条例第220号）及び神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和27年6月神戸市教育委員会規則第20号）の定めるところによる。

2 園長は，納付期限を30日以上経過してなお保育料を納付しない者については登園を停止し，同期限を90日以上を経過してなお納付しない者については退園させることができる。

第6章 雑則

第19条 この園則施行のため必要な事項は，教育長の承認を得て園長がこれを定める。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

第5章

第18条